○国土交通省告示第千百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十年建設省告示第五十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢

字大黒沢　四七一九番一五　一号及び二号

四七一九番一〇　三号及び四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

守門川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を昭和三十四年建設省告示第千七百六十号で指定した守門川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市葎谷

字大日倉　一五四七番一　一号及び二号

新潟県三条市遅場

字赤岩　一一七七番一　三号及び四号

字赤岩沢　一一七一番一　五号

字黄蓮沢　一一六八番一　六号

字黄蓮沢　一一七〇番二　七号

字黄蓮沢　一一六六番一　八号

字小丸山　九九九番　九号及び十号

字山本　一三八番　十一号

一四〇番一　十二号

字下モ原　五二番一　十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浄土川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市渡沢町

字長清水　二三五一番　一号

字坂落　二五二一番　二号

二六三二番四　三号

二六三二番二　四号

二六三一番二　五号

新潟県長岡市六日市町

字片平　一九一七番一　六号

二五二六番　七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

品木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県魚沼市葎沢

字上葎沢　五三五番　一号

五三八番　二号

五〇六番一　三号

五〇八番　四号

字シナハギ沢　五八七番　五号

五八七番一　九号

字笹ノ澤　五八六番　十号

六一一番一　十四号

六一二番　十五号

五六九番　十一号

字和田　五五四番一　十二号

五五四番一　十三号

新潟県魚沼市池平

字深沢　一二〇七番一　六号

字夏フシ　一二六八番一　七号

新潟県魚沼市蓑和田

字笹ノ澤　五五番三四　八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県十日町市

字大下　戊一一六番一

戊一一七番一

戊一一八番一

戊一一九番一

戊一二〇番七

戊一二四番一及び戊一二四番二

戊一二四番五から戊一二四番七まで

戊一二五番一

戊一二六番一及び戊一二六番三

字林下　戊三三一番一から戊三三一番三まで

戊三三三番一から戊三三三番三まで

戊三三五番一及び戊三三五番二

字嶽　戊五〇一番一から戊五〇一番五まで

戊五〇一番子

字赤倉沢　戊五〇二番三

戊五〇五番

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

早川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成二十五年国土交通省告示第三百八十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第五百八十五号で指定した土地の区域及び昭和三十四年内務省告示第千七百六十号で指定した早川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県糸魚川市大字中川原新田

字中川原　二七一四番　一号

二七二七番　二号

字櫻岩　一三八四番　三号

一四五三番地先水路敷　四号

字屋敷添　一九二八番一　五号

二二一〇番　六号

二二一七番　七号

新潟県糸魚川市大字砂場

字鳥越　九九九番一地先道路敷　八号

一〇二五番二　九号

字大嵐　九五五番三　十号

字ハバ　七六五番三　十一号

七九五番四地先水路敷　十二号

字前川原　八三一六番　十三号

字日影畑　六五番二　十四号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大字北谷

字南谷　三七二番一　一号

三八五番　二号

三九四番一　三号

四〇九番　四号

五五九番　五号

五六五番一　六号及び七号

字柿ノ平　五七五番　八号

五七六番　九号

五七八番　十号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

漆島沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和九年内務省告示第三百八十五号で指定した土地の区域及び平成二十五年国土交通省告示第八百八十六号で指定した漆島沢に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県十日町市伊達

丁五〇一番六　一号

丁五〇一番二　二号

丁五〇二番　三号

戊十二番　七号

戊九番二　八号

丁四八九番一　九号

丁四八二番一地先水路敷　十号

字中子　丁五〇三番一　四号

丁五〇三番三　五号

字浦ノ平　戊三五〇番二　六号

○国土交通省告示第千百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ヤナギ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域